

## 温泉部会の決議事項報告について

## 大阪府環境審議会温泉部会報告書

大阪府環境審議会温泉部会長

平成18年11月21日に開催された大阪府環境審議会以降、別紙のとおり平成19年2月8日に温泉部会を開催し、知事から諮問のあった温泉法第28条に定める事項について審議を行い、同日付けで大阪府環境審議会会長から知事あてに答申を行ったので、「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第6項の規定に基づき報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第6条第7項及び「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第5項の規定に基づき、温泉部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

平成18年度第2回大阪府環境審議会温泉部会  
 (平成19年2月8日 場所：プリムローズ大阪)

	申請地	申請者	答申内容
温 泉 掘 削	茨木市清水一丁目 580番	山口建設株式会社	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	大東市大字龍間 1218番	株式会社 山西サク井設備	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	大阪市生野区巽中 一丁目347番1	石田工業株式会社	本申請については、500m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないもの認める。
	東大阪市高井田本通 五丁目18番	株式会社 山本進重郎商店	本申請については、600m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないもの認める。
	高石市綾園四丁目 491番1	株式会社 エヌ・アイ・エス	本申請については、許可することに支障ないものと認める。

動 力 装 置	寝屋川市池田中町 184番1	株式会社 ラ・カーヴコーポレーション	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	堺市堺区築港八幡町 1番1	新日本製鐵株式会社	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	東大阪市稲葉一丁目 573番24	医療法人 孟仁会	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	大阪市住之江区南港北 一丁目38番1	株式会社 ア・バンコーポレーション	本件申請の動力装置については、提出された段階揚水試験等を審査した結果、適正揚水量を決定するに足りる内容と認められず、揚水ポンプ出力の評価もできないことから、許可することは適切でない。